

## 第五章

# 県外産業廃棄物を 処理している事業者の現状



## 第五章 県外産業廃棄物を処理している事業者の現状

### 5-1 はじめに

第五章では、県外産業廃棄物を実際に処理している処理事業者の現状についてまとめる。

### 5-2 目的

流入措置制度の影響を直接受けている県内の処理事業者の現状を把握することである。

### 5-3 調査方法

対象となる4自治体の処理事業者へアンケート調査票による調査を行った。

### 5-4 調査対象

調査対象はI県、T県、M県、S県の全ての最終処分事業者、および最終処分事業者全てに中間処理事業者を加え、各自治体でアンケート送付事業者数が50事業者になるよう統一した。事業者へのアンケート調査票は2010年10月27日に送付し、返信期限を2010年11月15日とした。その結果、県外産業廃棄物の受入を行っている、I県の3事業者、T県の4事業者、M県の5事業者、S県の7事業者、合計19の処理事業者からの返信があった。

調査対象には県外産業廃棄物を受け入れている処理事業者を選定することが大前提である。しかし各自治体のHPに掲載されている処理事業者名簿を見ただけでは、どの事業者が県外産業廃棄物の受入を行っているかは把握できなかった。そこで中間処理事業者に関しては、名簿の中から「処理能力の高い」、「処理産廃の種類が多い」のいずれかに該当する中間処理事業者を選定した。表5-1に各自治体の調査対象の内訳を示す。

調査対象をI県、T県、M県、S県に設定した理由を示す。まずこの4自治体を選んだ理由は、事前協議制度、届出制度、原則禁止の3つの類型に属する自治体を対象に調査を行ったかったためである。自治体への追加アンケート調査票による調査を実施した自治体の中から選定している。それぞれの自治体では、I県を選んだ理由は、事前協議制度を施行している自治体で、東北3県のいずれかを対象としたかったためである。T県を選んだ理由は、事前協議制度を施行しているという点ではI県と同じだが、自治体への調査票による調査で流入抑制措置導入前後における県外産業廃棄物流入量が減少したとの回答があった数少ない自治体であるからだ。M県およびS県については、それぞれ届出制度、原則禁止を導入していること、また自治体への追加アンケート調査票による調査の回答が非常に詳細であったことから、自治体の現状と比較することが可能だと考え選定した。

表 5-1：各自治体の調査対象の内訳

自治体	類型	最終処分事業者	中間処理事業者	合計
I県	事前協議	19	31	50
T県	事前協議	13	37	50
M県	届出	11	39	50
S県	原則禁止	26	24	50

#### 5-5 アンケート内容

アンケート内容を表 5-2 に示す。

表 5-2：事業者の現状に関するアンケート内容(n=19)

アンケート内容		回答方法	
1	県外産業廃棄物受入の有無	選択式	単数回答
2	制度導入前後での搬入量の変化	選択式	単数回答
3	制度導入前後での搬入量の数値	記述式	—
4	制度導入時の自治体からの説明の有無	選択式	単数回答
5	説明の具体的な内容	記述式	—
6	協議等の代行の有無	選択式	単数回答
7	協議等の代行の割合	記述式	—
8	制度導入に関する事業者側の負担について	選択式	単数回答
9	具体的な負担の理由	記述式	—
10	制度の問題点や課題について	記述式	—

#### 5-6 結果および考察

##### 5-6-1 制度導入前後での搬入量の変化について

制度導入前後における処理事業者へ搬入される県外産業廃棄物の増減を聞いた。各自治体の処理事業者ごとの結果を表 5-3 に示す。

表 5-3：処理事業者への県外産業廃棄物の搬入量の変化(n=19)

	増加した	減少した	変わらない	不明	合計
I県	1	1	0	1	3
T県	0	2	0	2	4
M県	1	0	1	3	5
S県	1	3	3	0	7
合計	3	6	4	6	19

流入抑制措置の類型は違うものの、「不明」と答えた処理事業者を除く 13 事業者の半数の処理事業者が「減少した」と答えている。また県外産業廃棄物の受入量の増減を把握している処理事業者で具体的な数値を把握していたのは、S 県の 2 事業者と I 県の 1 事業者の合計 3 事業者であった。その結果を表 5-4 に示す。

表 5-4：制度導入前後における搬入量(n=3)

自治体	処理形態	導入前の受入量	導入後の受入量
S県	最終処分	10t	0t
	最終処分	50t	1500t
I県	最終処分	500t	20t

減少した2事業者はいずれも県外産業廃棄物の搬入がほぼ無くなっている。逆に増加した処理事業者に関しては搬入量が制度導入前の30倍にもなっている。

#### 5-6-2 制度導入時における自治体からの説明について

制度導入時に各処理事業者が自治体から受けた説明等に関して調査した。説明等の有無を表5-5に示す。また説明があったと答えた処理事業者には具体的な説明の内容についても聞いた。その結果を表5-6に示す。

表 5-5：制度導入時の自治体による説明等の有無(n=19)

	有	無	不明	合計
I県	2	0	1	3
T県	3	0	1	4
M県	4	0	1	5
S県	6	0	1	7
合計	15	0	4	19

表 5-6：説明の内容(n=15)(複数回答可)

	文書	説明会	その他	合計
I県	2	1	0	3
T県	1	2	1	4
M県	2	1	0	3
S県	5	4	0	9
合計	10	8	1	19

説明等を受けたと答えた15事業者全てが、文書による説明と説明会への参加によって制度導入時に自治体から説明を受けている。また「その他」と答えた1事業者は以上の2つの説明に加え、指導要綱が送付されてきたということであった。

#### 5-6-3 協議等の代行について

調査を進めていく中で、当初は当然県外排出事業者が協議等を行うものと考えていたが、流入抑制措置を導入している自治体の担当者の方のお話を伺ったところ、実際には県内処理事業者が県外排出事業者に代わって協議等を行っているという現状を把握することができた。そこで処理事業者に対して、流入抑制措置に係る協議等の代行を行っているか、またその代行は全体の受入件数の何割を占めるのかを調査票による調査で明確にした。協議等の代行の有無を表5-7に示す。

表 5-7：協議等の代行の有無(n=19)

	有	無
I県	3	0
T県	3	1
M県	4	1
S県	5	2
合計	15	4

19事業者の約80%である15事業者が県外排出事業者の代わりに協議等を行っているという結果になった。次に搬入される県外産業廃棄物の協議等の内、代行で行っている割合を表5-8に示す。

表 5-8：協議等の代行の割合(n=15)

代行の割合	事業者数
100%	6
90%	3
80%	1
70%	1
20%	2
10%以下	1
合計	15

全体の40%の処理事業者が県外排出事業者の協議等の代行を100%行っていることが分かった。また協議等の代行を70%以上行っている処理事業者が全体の約70%に相当することから、協議等は県外排出事業者にはかなりの負担になると推測する。そこで処理事業者がサービスの一環として県外排出事業者に代わり協議等を行っていると考えられる。

#### 5-6-4 流入抑制措置による負担について

5-6-3の結果から、流入抑制措置に係る協議等は事業者にとって非常に負担になっていると考えられる。そこで各処理事業者に、経済的な負担と事務的な負担の2種類の増減とその理由を聞いた。経済的な負担、事務的な負担の増減をそれぞれ表5-9、表5-10に、理由を表5-11に示す。

表 5-9：経済的負担の増減について(n=19)

	増加した	変わらない	減少した	合計
I県	1	2	0	3
T県	2	1	1	4
M県	1	4	0	5
S県	5	2	0	7
合計	9	9	1	19

表 5-10：事務的負担の増減について(n=19)

	増加した	変わらない	減少した	合計
I県	2	1	0	3
T県	3	0	1	4
M県	3	2	0	5
S県	6	1	0	7
合計	14	4	1	19

表 5-11：各負担の理由(n=19)(記述式)

自治体	理由	負担
I県	県外廃棄物搬入に対する分析証やMDS・WDSなどの資料作成など。	事務的
	申請書の増加	事務的
T県	協議制への抵抗感や面倒さから、排出事業者が千葉県内での処理を敬遠したことによる損失。	経済的
	代行申請サービスの事務的増加	事務的
	自由な排出を制限されるため	経済的
	協議に費やす手間・時間	事務的
	廃棄物に詳しい事務員でなければ届出にいった際に受け答えができないので、それなりの教育も当然必要になる。事務方にも車両を使い手続きに行かせるので駐車場の代金も発生する。	経済的
	届出書類もほとんど処理業者作成が多いのではないだろうか。時には届出に必要な項目を問い合わせると排出事業者にうっとうしがられたりする。	事務的
M県	事前協議制度では、その都度当社営業社員が同行する必要があるため作業量が増える。	共通
	契約の都度、行政機関への手続きのための経費が必要となる。	経済的
	排出事業者に代行しての書類作成による作業量の増加	事務的
S県	報告書提出及び作成時間の増加	事務的
	コピー代の増加	経済的
	書類作成及び提出に要する作業時間の増加	事務的
	排事業所への制度の啓蒙が徹底できていない。	共通
	県外まで営業と書類作成、上司への押印願いがある等、時間的ロス・経済面・担当者の心痛がある。	共通
	処分業者の提出書類の作成により作業量は増加した。	事務的
	排出事業者は押印と文書の確認をされるだけで、文書の書き込み、印刷、送料、県へ提出するなどの負担は処理事業者が負うため。	経済的
	価格競争	経済的
	書類作成の手間、連絡事項及び確認作業による手間	事務的
事前協議の申請から承認までの時間が競争力を失う。	その他	

経済的な負担に関しては、約 50%の事業者が増加したと答えている。特に原則禁止の S 県の処理事業者では約 70%の処理事業者が増加したと答えている。主な理由としては、協議等の代行の際に発生する書類等作成の費用、協議等を行う際に発生する諸経費(交通費、人件費など)があるようだ。また、直接協議等に関係する経済的な負担ではないが、搬入先の自治体で流入抑制措置が施行されているという理由から、排出事業者がその自治体にある処理事業者を敬遠し、県外産業廃棄物の搬入量(処理事業者が処理する県外産業廃棄物の量)が減少し、会社の利益自体に影響を及ぼすという意見もあった。

事務的な負担に関しては全体の約 75%の事業者が増加したと答え、その内のほとんどが協議等代行による書類作成などの事務作業量の増加に関するものであった。

#### 5-6-5 制度の問題点・課題

以上、処理事業者の現状を項目ごとに明確にしてきたが、県内の処理事業者にとって流入抑制措置はビジネスの観点から見るとかなりの負担であり、県外産業廃棄物の搬入を規制したい自治体との温度差を感じる結果となった。そこで処理事業者の考える現行制度の問題点および課題を明確にした。各自治体の処理事業者に聞いた制度の問題点および課題を表 5-12 に示す。

流入抑制措置の類型に関わらず問題点・課題として次の内容が挙げられた。制度内容の見直しおよび制度の撤廃(7 事業者)、自治体によって手続きが不統一であること(3 事業者)、処理事業者にとって経費等の負担が大きいこと(3 事業者)、行政による規制が企業活動に影響していること(7 事業者)、が主な内容として挙げられた。中でも流入抑制措置によって処理事業者へ搬入されるはずの県外産業廃棄物が他県の処理事業者へ回されるなど、企業としてビジネスをする上で大きな障害になっているようだ。また 1 事業者が挙げた少数意見として、要綱でありながら強制的であること、搬入と同時に搬出にも規制をかけるべきであること、県外排出事業者へ搬入先の協議等の広告や啓蒙の徹底、があった。



表 5-12：処理事業者の考える問題点・課題

自治体	問題点・課題
I県	<p>当県並びに他県への搬入搬出には手続きが面倒で担当者によって追加書類を要求されるなど統一性が無い。また排出業者は年に一回必ず行わなければならない。各県庁に持参するには経費と時間が掛かる。</p> <p>経済活動を行政が可否を判断するのはいかになものか。</p>
T県	<p>少なくとも中間処理関係は撤廃してもらいたい。(再生事業者登録されている品目は免除されているが)</p> <p>当社の最終処分場が位置するT県の事前協議制度は、他県からの搬入の規制のみにとまり、他県への搬入については現状において何の制限もない。完全な自区内処理を唱えるのであれば、各県において搬入と搬出の両方を規制する必要がある。</p> <p>制度が指導要綱でありながら強制的である。また広域的な処理の妨げになる。</p> <p>各都道府県・政令指定都市で扱いが違うようなシステムは基本的に廃止し、新しいシステムを作ることが必要である。事前協議や届出で少なくとも不法投棄は減少しないし、逆に面倒だと印象付ける方がマイナス要素だ。協議が必要な行政で許可をもらっている処理業者は協議が必要でない業者と比べビジネス的にも不利になる。同じ適正処理をするのにも費用が違ってくるし、本当の競争原理は働かない。まったく不要な制度だと私は思っている。T県産業廃棄物協会には支部があり私の参加している支部での会議では必ず議題にあがるほど深刻である。以前私が営業を行っていた安定型の処分場の営業のときに設備も「単価も営業も問題ないけれど事前協議が面倒だし、実際に行政の人間が施設を見に来るのは痛くもない腹を探られている感じがして(当然施設を見てもらって問題は無いけど)嫌だなあ…また、検討しておくよ！」と断られたことが何度もある。実際、許可は行政からもらっているが出資してもらっているわけではないので、民間と民間の間に官が入り協議するのは違法性が認められたときで十分である。</p>
M県	<p>処分業者の立場としては「急なお客様の要望に応えることができない」仕組みとなっているため、柔軟な対応をして頂けるとスムーズな処理が可能となる。行政は単に一律に規制を強化するのではなく、トップランナーに対して規制を緩和する等の効果的な仕組みを条例等でルール化すべきと思われる。</p> <p>景気の悪化とともに客先の負担を減らすために、こちらの負担は増加する。手間がかかる場合は他府県の処理になることもある。処理業者側から言えば、ない方がありがたい。</p> <p>県担当者の見解の違いによる手続きの不統一性。排出事業者ごとに異なる有効期限(契約期限)により契約更新ごとに届出が必要なため業務が繁雑となっている。(他県との手続きが不統一)</p> <p>処理業者側から見れば廃棄物の移動がこれほど規制があるのは、市場経済から見てどうなのかという疑問がある。</p> <p>県外産業廃棄物搬入事前協議は大量搬入に対しての行政の認識という点では、必要であるだろう。ただ、排出業者によっては当制度を認知していないところがあり、もう少し行政からの指導や広告宣伝等をしっかりと行う必要がある。</p>
S県	<p>産廃処理業者は適正に処理をしているので県外産廃でも処理は適正に行う。よって受入に対して問題はないと思うので、事前協議は必要ないと思われる。</p> <p>現在の「S県産業廃棄物適正処理指導要綱」は、平成4年4月に制定され、その後は状況を見て見直すとの意思表示がなされていたが、現在まで見直されていない。産業廃棄物の処理については、国による指導は原則的に広域処理を目指しており、事前協議制度による制限は現在の処理業界の実態に適合しない部分が多いため、隣県等については同一経済圏とみなし、届出制に改めるとか、リサイクル可能なものについては事前協議制度の対象から除外するなどの見直しを県へお願いしたい。</p> <p>事前協議の時間がかかるということで他社へ仕事が回された。</p> <p>専門物の資源物であれば当制度から除外することを求める。</p> <p>S県では県外廃棄物の受け入れの際に、事前協議制度があるが少量より(0.1t)協議を行う必要があり、都度協議を行わなければならない。行政にも話をしているが、事前協議制度の撤廃とまでは言わないが幅を持たせてほしい。</p> <p>基本的に県外産廃を受け入れたくないというのが県の意向のようだが、九州の様に各県それぞれの条例で受入基準がまちまちで、たとえばH県は不要、N県は必要なうえに廃プラスチックにまで分析を義務付ける、K県は100t未満は不要、S県は1度協議をすれば大きな変更がなければ永年okで毎年出さなくてもよい。など様々です。これでは各県の格差が生じ、処理業者は不公平感を感じます。</p> <p>九州の場合、H県を除き各県事前協議制度をとっている。H県の業者はどこでも営業が展開でき、その他の県の業者は事前協議を申請しなければならないハンディがあり不公平な現状がある。また、各県単位でこまかなルールの違いがあり、複雑な状況となっている。申請の窓口も、S県は県庁で受付するが他県は保健所が窓口となっている。業者として事前協議の必要性については営業面から考えるとないほうが良いが、環境を考えるとどちらとも言えない現状が見え隠れする。都市と地方の経済環境の違いが事前協議によって地方を守っていることも現実であると思う。</p>

## 5-7 まとめ

### 1) 制度導入前後で搬入された県外産業廃棄物が減少した処理事業者は46%であった。

制度導入前後における県外産業廃棄物の搬入量の変化を処理事業者を対象に調査したところ、「不明」と答えた事業者を除く13事業者中6事業者が「減少した」と答えた。またその6事業者はいずれも事前協議制度あるいは原則禁止の流入抑制措置を導入している自治体の処理事業者であり、届出制度を導入している自治体の処理事業者から「減少した」という回答はなかった。

### 2) 約80%の処理事業者が県外排出事業者の代わりに協議等の申請を行っている。

アンケート調査で返信のあった19事業者のうち、15事業者が協議等申請の代行を行っていると答えた。また搬入される県外産業廃棄物の70%以上の審査について代行を行っていると答えた事業者が全体の約70%を占めている。つまり大半の協議等は処理事業者によって行われていると言える。

### 3) 流入抑制措置によって約50%の処理事業者の経済的負担が増加した。

大半の協議等の代行を処理事業者が行っていることから、協議等にかかる諸費用(書類作成費用、人件費など)は全て処理事業者に負担がかかる。特に原則禁止のS県の処理事業者の70%が経済的負担が増加したと答えている。また県外排出事業者が協議等を面倒に感じ、他県の処理事業者へ仕事を回すという問題も発生しているようだ。これは処理事業者としてはビジネスの根幹を揺るがす問題である。

### 4) 処理事業者の多くが現在の流入抑制措置に不満を抱いている。

処理事業者の多くが現在の制度について、「不要である」または「改善の必要がある」と考えているようだ。やはり流入抑制措置を施行するにあたり一番負担を感じているのは処理事業者であると推測する。

流入抑制措置が県外産業廃棄物の流入を抑制することではなく、搬入される県外産業廃棄物の種類等を把握し、県外産業廃棄物の適正処理を促す目的のものであったとしても、排出事業者側が制度の内容をあまり理解していないことから、結果として流入量の減少が生じているのではないかと推測する。処理事業者にとっては県外産業廃棄物の処理も重要な仕事であるため、自治体による規制をかけられてはビジネス自体を規制されるようなものである。また自治体間で事前協議制度、届出制度、原則禁止、搬入自由と様々な制度が導入されていたり、同じ事前協議制度でも審査基準がバラバラであったり、その差によって処理事業者が不公平感を感じることも当然の結果である。それぞれ自治体によって最終処分場の確保や不法投棄の問題など産業廃棄物に関する問題や課題を抱えていることは分かるが、その問題を改善する対策によって自治体内の事業者のビジネスを困窮させているという弊害が生じている。